

# 熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得募集要領

## 1 はじめに

熊本市では、地域の有害鳥獣捕獲の担い手を確保するとともに有害鳥獣による農作物及び生活環境への被害防止を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条2項に規定するわな猟免許（以下「わな猟免許」という。）の取得者に対して熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付要綱に基づき熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金を交付します。支援の対象者、要件及び応募の手続きについては、この要領をご覧の上、必要な書類を受付期間に提出してください。

## 2 受付期間

試験合格後～令和5年（2023年）2月14日（火）締切

## 3 交付対象者

交付対象者としては、以下①～⑤をいずれにも該当する者とします。

- ① 当該年度に新規にわな猟免許を取得した者（ただし、更新は除く）
- ② 熊本県猟友会の構成員、熊本市有害鳥獣駆除隊の構成員、熊本市有害鳥獣地域駆除隊の構成員又は法律第18条の2により都道府県知事の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の構成員
- ③ 熊本市に住所を有しかつ熊本市で農業を営む者若しくは熊本市に住所を有しかつ熊本市で農業を営む農業法人の従業員（非正規雇用は除く）又は市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の構成員
- ④ 熊本市農区長設置規則（昭和45年規則第75号）第1条に規定する農区長及び熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会長の推薦を受けた者又は市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の代表者から推薦を受けた者
- ⑤ 市税を滞納していない者

## 4 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	補助金交付限度額
狩猟免許講習会受講料	10,000円
狩猟免許申請手数料	5,200円
医師の診断書料	5,000円
狩猟者登録手数料	1,800円
わな損害賠償保険料	5,000円

## 5 提出書類

- ① 熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付申請書及び実績報告(様式第1号)
- ② 熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付請求書(様式第3号)
- ③ 市税滞納有無調査承諾書(様式第4号)
- ④ 熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金交付要綱第4条に定める経費に要した領収書の写し又は経費を支払ったことを確認できる証明書等の原本
- ⑤ 狩猟免状の写し
- ⑥ 農地基本台帳記載事項証明書(熊本市農業委員会発行)その他申請者が熊本市で農業を営んでいることが分かる書類又は申請者が農業法人の従業員の場合は雇用証明書(様式第5号)

※市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の構成員については不要

## 6 補助金の交付申請について

補助金の交付を受けようとする方は、5 提出書類①～⑥を郵送または持参により提出して下さい。

【郵送の場合】次の宛先へ郵送して下さい。

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所農業支援課鳥獣対策室 行

【持参の場合】

熊本市役所12階 農業支援課鳥獣対策室に直接持参して下さい。

## 7 補助決定の通知について

当室で申請書一式を受理確認後に補助金の交付が適当と認められた20名を補助の対象者として決定します。定員の20名を超えた場合は、受付期間内に受付した方の中から抽選を行い決定します。

補助の対象者には、交付決定及び交付確定通知書を郵送するとともに、抽選から外れた方にも、郵便でお知らせをします。なお、提出いただいた書類は返却しませんので、ご了承下さい。

## 8 補助金の交付について

補助金の交付決定及び交付確定通知を郵送後に、補助金をご指定の銀行等の口座に振り込みします。

お問い合わせ先 熊本市農業支援課鳥獣対策室 担当：藤本・野田 TEL 096-328-2369 FAX 096-351-2030
--